

いじめ防止対策基本方針

令和 7 年 4 月 改 定

堺市立八田荘西小学校

はじめに

本校の「いじめ防止対策基本方針」は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条「学校は、国の基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌して、学校いじめ防止基本方針を策定する。」に基づいて策定した。

本校の「いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的のもと、いじめの定義や認知方法などを地域や保護者と共通理解を図りやすくするため、いじめ防止対策推進法をはじめとする各法律などの条文に則り、策定するものとする。

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センターが行った「いじめ追跡調査2013－2015」ではいじめをされた経験がある子が9割、いじめをした経験がある子が9割となっており、いじめはどの学校でもどの子どもでも起こり得るものとして考えられる。このいじめ問題に関して、担任や教職員が一人で抱え込むのではなく、学校全体がひとつのチームとして組織的に対応していくことが重要である。一人でも多くの子どもをいじめ問題から救うためには、子どもと日々、長い時間を共に過ごす教職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりえる」という意識のもと、きめ細やかな対応を行っていく必要がある。

2022年に生徒指導提要が改定されたことを受け、これまでのいじめ問題の未然防止の取り組みをこれからも継続して行い、さらにいじめを生まない環境づくりといじめをしない態度や能力を身に付けられるような働きかけを行っていく。

全教職員がチームとなりいじめ問題への意識を高めることで、子どもが「安心して安全に過ごせる学校」づくりに努めていく。

1. いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめの解消について

謝罪の有無に関わらず、いじめの行為が少なくとも3か月間無く、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態において被害児童本人及び保護者に対して面談などにより確認し「いじめの解消」とする。

【一定の人的関係】学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。

【物理的な影響】身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2. いじめの態様について

「いじめの防止等のための基本的な方針 第1ー5」には以下の態様が具体例として挙げられている。

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(いじめの防止等のための基本的な方針 第1-5)

3. いじめに対する共通認識

「いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題」「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という基本にたち、いじめ問題に取り組む。

いじめ問題には、予防的生徒指導の充実を十分に図った上で、「未然防止」「早期発見」に努めていく。いじめが認識された場合は「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。そのためには、全職員が日頃から子どもについての情報交換を密にし、児童の個々の情報を把握していくことが重要である。いじめには様々な態様や背景があるが、以下の9点を共通理解し、八田荘西小学校いじめ対策及び

対応の基礎とする。

- ①いじめは、八田荘西小学校のどのクラスにも、どの子どもにも起こりうるものであり、日頃の生徒指導上の課題の1つである。
- ②いじめは、誰もが被害者にも加害者にも成り得るものである。
- ③いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ④いじめは、その態様によっては、刑法に抵触する犯罪行為である。
- ⑤いじめは、大人には気がつきにくいところで行われることが多く、発見は難しい。特にSNSなどのインターネットの発展によりいじめの発見はより今後一層に困難になってくると考えられる。
- ⑥「いじめられる方にも問題がある」など、いじめを正当化する言動は、いじめを助長させ、次の被害者・加害者を生むことにつながる。
- ⑦傍観者は、いじめに加担している加害者の1人とする。いじめが起きていることを知っていた・見ていたにも関わらず「そのまま」にしていることは、いじめを正当化することである。
- ⑧いじめへの取組は、本校職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨いじめは、家庭・学校・地域社会など関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む問題である。

4. いじめの未然防止に向けて

- 相談窓口の確立

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう複数の相談窓口が常時あることを懇談や校報などで周知する。

例) 中学校区配置のSC、担任、養護教諭、生徒指導主事、SSW、校長、教頭、主幹教諭など全職員。

- 細やかで丁寧な児童観察

全職員で、児童を観察し授業中・休み時間など子どもの周囲の人間関係の変化を捉える。

- いじめに関わる資質の向上

いじめの未然防止、早期発見・確かな解決に関する研修を実施し、職員の資質向上を図る。

- 生活アンケートの実施

全児童を対象に、いじめに関するアンケートを学期に1回以上実施。アンケート後に個別の聴き取りを全児童に対して実施し、アンケートと聴き取りによっていじめの早期発見ができるよう努める。

- 職員会議における『子どもの情報交換会』の活用

月に1回全職員で問題行動を行う児童について、現状や指導についての情報交換、および共通理解が必要な事柄について報告する。また、問題行動を有

しない児童についても必要に応じて情報共有し、全体での情報の蓄積をし、指導方法や方向性の充実を図る。

- いじめ対策委員会

『子どもの情報交換会』や生活アンケートの結果について情報共有した後、必要に応じて同日中に「いじめ対策委員会」を開催し、いじめの兆候について確認し、いじめの未然防止および早期解決に努める。また、児童や保護者から連絡があった場合、職員から要請があった場合は、臨時のいじめ対策委員会を開催し組織でいじめの早期解決を図る。

- いじめの対応

堺市教育委員会作成の「いじめ対応チェックシート」を参照。

- 特に配慮が必要な児童について

下記の4点をはじめとする特に配慮が必要な児童については、適切な支援、関係機関等との連携をはじめ、組織的な対応を行う。

1. 発達障害など、特別な配慮を要する子ども
2. 海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる子ども
3. 性同一障害や性的指向・性自認に係る子ども
4. 災害により避難した子ども

5. ネット上のいじめへの対処

スマートフォンの普及によりインターネットが生活の一部となった今日では、ネット上のいじめが複雑化しており、深刻化する速度も速まったと考えられる。また、LINE や Instagram、TikTok などを含めたSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)は日々、刻々と変化していることから我々が予想だにしない新たな形態のいじめが生まれることが考えられる。そのため、

- 保護者・児童への啓発
- 保護者との連携
- SNSなど最新の動向の把握

などを充実させていく必要がある

6. 重大事態への対処

重大事態の基準。以下の場合には重大事態とする。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

7. 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条および第30条に則り、以下の対処を行う。児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、調査をしないまま重大事態ではないと断言できないことに留意する。

- 重大事態の認知後、学校に重大事態の調査組織を設置する。
- 市教育委員会に報告を行う。
- 調査組織で、事態関係を明確にするための調査を実施する。
- いじめを受けた児童および保護者に対して情報を適切に提供する。
- 調査結果を市教育委員会に報告する。
- 調査結果をふまえ必要な処置をとる。